注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会平成28年４月21日最終改訂））を適用して、財務諸表を作成しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、基幹運営費交付金の一部については業務達成基準を、特殊要因運営費交付金については費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、受託研究等収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数として採用しております。主な資産の耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	３～50年
構築物	10～60年
工具器具備品	１～20年
車両運搬具	４～７年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされる職員に対する賞与については、賞与引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第35に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　評価基準

低価法を採用しております。

⑵　評価方法

移動平均法を採用しております。

ただし、重要性がないものについては、最終仕入原価法により行っております。

６．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

７．ヘッジ会計の方法

⑴　ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約について、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。

⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・外貨建取引

⑶　ヘッジ方針

将来の外貨建取引に対して、為替相場によるリスクをヘッジする目的で行っております。

⑷　ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引について、取引全てが将来の外貨建取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の評価は省略しております。

８．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計上方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

なお、工具器具備品については、減価償却費相当額を計上しております。

⑵　政府出資の機会費用の計算に使用した利率

新発10年国債の決算日における利回りを参考に0.065％で計算しております。

９．リース取引の会計処理

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

また、リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は以下のとおりです。

⑴　貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料	7,204千円
⑵　貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料	8,763千円

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

11．財務諸表（損失の処理に関する書類を除く）の端数処理

財務諸表（損失の処理に関する書類を除く）は、千円未満切捨により作成しております。

12．表示方法の変更

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しております。